

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

糸田町長 森下 博輝

市町村名 (市町村コード)	糸田町 (406040)
地域名 (地域内農業集落名)	全域 (上糸田、南糸田、原、宮床、中糸田、下糸田、西部、鼠ヶ池、北区、松山、宮谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は、福岡県のほぼ中央部に位置し、総面積8.04平方キロメートルのうち25%にあたる農用地の殆どが水田である。産炭地域であったため昭和40年代より過疎化及び高齢化が進み、農業従事者が減少している。そのため耕作放棄地や不作付地が年々増加傾向にある。このため、これらの農地を関係集落内の担い手へ集積し経営規模拡大を図ることが課題となっている。また新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保が必要である。

【地域の基礎的データ】

農業者:99人

主な作物:水稻、麦、大豆、小松菜、イチゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、転作作物の生産や新たな転作作物、施設園芸の取組みなど農地利用を通じて農業振興を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	103.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	103.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸付けを推進するとともに、担い手への農地の集積および集約化を基本とし、担い手と共に農業を担う者と連携して農地利用を推進する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、担い手協議を行い集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集積および集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募集し、その意向を踏まえて担い手を育成するため、他市町村およびJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待される作業については委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②有機農業に取り組む農業者および有機農業をきっかけとした新規就農者を創出する。
- ③スマート農業を活用することで少ない人数で大規模に農業経営を行っていく。
- ⑧地域での機械の共同利用